

◆内灘町災害復興計画〔基本計画〕に対する前回検討委員会の主な意見対応案

意見	対応	備考
5 ページには、主な液状化の範囲として図面が示されているが、発災直後に河北潟干拓地の堤防からの越流や河北潟干拓地内の陥没被害があった。これらの被害は液状化が要因と理解しており、示されていない理由を教えてください。	・河北潟干拓地は住宅地ではなく、主に農地であるため、農地の被害として整理しています。 ・図面タイトルを「住宅地における主な液状化被害範囲」として記載しています。	
地域内外の住民だけでなく酪農家や営農されている方等が津幡町と行き来するための道路も被害があった。これらの道路や堤防の損傷は液状化と無関係のため、図面に示されていないと理解すればよいのか。堤防の強靱化を含めて計画対象となるか教えてください。	・河北潟干拓地の道路被害は 7 ページの道路の記載に含まれると整理しています。堤防等の記述を 8 ページに追記しました。 ・堤防の強靱化については計画の対象と考えており、基本方針 2-目標 1-取組①「道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興」に該当すると考えています。	
復旧や復興は周辺 2 市 2 町と連携して進めていくべきではないかと思う。	・ 3 ページの策定・推進体制に周辺市町との関係を記載し、互いに連携しながら復旧復興に取り組めます。	

内灘町災害復興計画〔基本計画〕（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

募集期間：令和 6 年 10 月 17 日～令和 6 年 10 月 31 日

意見提出：8 件

No.	ページ	意見	対応
1	P11	土地境界の確定支援についての記述があるが、町道の高さ決定についての記述がない。	ご意見を踏まえ、基本方針 1-目標 1-取組③「土地境界の画定支援」及び基本方針 2-目標 1-取組①「道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興」に追記いたします。
2	P11	公費解体で更地になった土地の国や県などによる買い上げ。	ご意見として承ります。公共事業等の用地として必要性がある場合やまちづくりの事業手法によっては買取の可能性はありますが、そうでない場合は原則として、買い取ることは難しいです。
	P11	現在ある空き家を有効的に使えばよいと思う。	ご意見として承ります。被災者に内灘町空き家・空き地バンク制度の活用を周知するなど、被災者の居住地確保を促していきます。
3	—	職員の人出不足はマンパワーで対処するのではなく増員し、業務効率化と DX 化を進めて町の PR としてほしい。役場の利便性向上を重要視している企業は多い。	ご意見として承ります。全国の自治体に職員の派遣を要請するなど、職員の適切な配置に努めています。また、内灘町 DX 推進計画も踏まえ、デジタル技術等を活用し、業務や手続きの効率化を図ります。
	P12	基本方針 1-目標 3-取組①「被災者の心身の健康維持・増進」について 震災の影響とみられる疾患症状への対策はあるのか。災害が要因となる疾患の認定手順やケア内容を示してほしい。災害関連死の認定フローや情報は調べれば把握できるが、災害関連疾患の情報共有はあるか。	令和 6 年能登半島地震により被害を受けた町民の方への支援制度一覧にも掲載しておりますが、地震の影響により重度の障害を受けた方には災害障害見舞金が支給される制度があるため、お問い合わせください。
	—	町からの復興計画の情報開示、発信の遅れは被災者の精神的負担につながるため、適切に対応してほしい。	これまでも、災害復興計画検討委員会の資料や議事内容について町ホームページ上で公表しております。今後も地元説明会や、広報・ホームページ・SNS など、様々な媒体を活用して適切な情報発信に努めます。

No.	ページ	意見	対応
	P11	基本方針 1-目標 1-取組②「住宅再建等の支援の実施」 国や県の制度の資金面、家庭環境により住宅再建を諦めている。また、建築相場も高騰しており、数十年前の金銭的支援制度を使い回すのは無理がある。	復興基金を活用した被災宅地等復旧支援事業など、物価水準を考慮し、過去の災害時から拡充されている事業もございます。被災された方々の生活再建が可能となるよう、引き続き、国や県に対し支援を求めてまいります。
	P11	住宅再建を検討する人はすでに支援制度の情報を収集している。国県の支援制度の説明会・相談会は二番煎じになるのではないか。	町特有の被害状況等に合わせた説明や、情報を収集できない方に対しての説明会・相談会という目的も有しています。今後も丁寧な説明に努めてまいります。
	P19	基本方針 3-目標 1-取組③「町独自の支援メニューの充実」 持続化給付金のような国の給付額に連動して、額面を抑えた金銭支援ではなく、避難した住人が町に住むことを目的にする支援をお願いしたい。	ご意見として承ります。被災された事業者の生活再建が可能となるよう、支援制度のさらなる充実に努めてまいります。
	P20	基本方針 3-目標 2-取組③「商工会等と連携した創業・経営支援」 町で起業しやすい減免制度や企業版ふるさと納税等の取組・PR をしてほしい。	ご意見として承ります。内灘町の特定創業支援等事業による支援を受けた創業者に対し、登録免許税の軽減措置や新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ等の支援制度を町ホームページで周知しています。また、企業版ふるさと納税についても町ホームページで周知しており、引き続き、適切な情報発信に努めます。
	P20	ストリートバスケット場の PR をしてほしい。経済資源を周知しないのはもったいない。	ご意見として承ります。本町のスポーツ観光資源としての活用を検討していきます。
4	—	どの程度まで復興するか目標値を示すことが重要である。実現可能な計画案を期待する。	ご意見として承ります。復興の程度を定量的に示すことは難しく、基本計画では復旧・復興への道しるべとなる基本的な考え方や取組を示しております。
	P11	基本方針 1 恒久的な住まいの確保は可能なのか。	自力での自宅再建や補修等を支援するほか、自力再建が難しい方の災害公営住宅を整備するなど、恒久的な住まいを確保できるよう取り組みます。
	P11	地籍境界確定については公的な判断が必要になる。行政としての責任ある介入を期待する。	ご意見として承ります。土地境界の確定については、国や県、専門家に対して事業手法の助言や支援を求めています。早期に方針を示し、取り組むように努めます。

No.	ページ	意見	対応
	P17	基本方針 2 オール内灘での地域間交流と防災への取り組みを期待する。	目標 3-取組③及び⑤にありますように、各地区だけでなく学校や各種団体とも連携を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。
	P20	地域産業の再生に向けて他地域の繊維産業との協働、農水省等の省庁との連携、観光レジャーやベンチャー企業の誘致などの可能性を検討してほしい。	ご意見を踏まえ、基本方針 3-目標 2-取組③「商工会等と連携した創業・経営支援」に企業誘致なども含め、取り組みます。
5	P11	基本方針 1 - 目標 1 - 取組⑤「新たな居住地の確保」 応急仮設住宅等にいる避難者の新たな居住地として来年 6 月に更地になるコンフォモール内灘 C ゾーンを確保する	ご意見として承ります。迅速な復旧・復興のために、可能な限り町有地等の公有地での整備を考えております。
	P15	基本方針 2 - 目標 1 - 取組②「防災・交流機能を備えた拠点整備」 コンフォモール内灘 C ゾーンにシャワー付きの公園を整備し、夏の海水浴客や夕陽などを楽しむ観光客と地元住民の交流しやすい海浜公園を整備する	ご意見として承ります。迅速な復旧・復興のために、可能な限り町有地等の公有地での整備を考えております。
	P20	基本方針 3 - 目標 2 - 取組④「観光産業の活性化」 内灘海岸の自然を活かした観光推進(エコツーリズムなど)をしてコンフォモール内灘 A ゾーンに高級旅館やビジネスホテルを誘致する	ご意見として承ります。各種団体等とも連携して観光産業の活性化に努めます。
6	P12	基本方針 1 - 目標 2 「地域コミュニティの再建」 地域コミュニティの再建だけでなく、持続することが大事。持続できる施策を迫記すべき。人口減少の抑制ではなく、人口を増やす目標や取り組みが必要。区画整理事業など。	基本方針 1-目標 2-取組②「各地区におけるコミュニティの再構築」において、新たな居住者や店舗等を誘致する手法の検討を行います。
	P13	基本方針 1 - 目標 4 「教育・子育て環境の再建」 西荒屋小学校を仮復旧でも良いから、令和 6 年度内に授業再開できるようにし、子供たちの負担を少しでも早く無くすべき。	ご意見として承ります。西荒屋小学校は復旧工事に向けた実施設計を行っており、その結果を受けて工期や授業再開のスケジュールをお示しします。ご負担をおかけしておりますが、子供たちが安全に学べる環境をつくるため可能な限り早期復旧に努めます。

No.	ページ	意見	対応
	P15	交流人口の創出のために、北部地区に人が集まる施設を創る。 話題性のある図書館が近くにあり、スクールバスを出すなどして町内全域から通学しやすくし、損傷したプールを付加価値のある楽しいプールに復旧するなど、ハードとソフト両面から県内外から通学したいと思える魅力ある西荒屋小学校とする。	基本方針 2-目標 1-取組②「防災・交流機能を備えた拠点整備」において、拠点施設整備の検討を行います。また、まちづくり計画において、地区の意見も伺いながら、地域の将来像をとりまとめてまいります。
	P20	基本方針 3 地域産業の再生だけでなく創造することが大事。企業の誘致、新しい産業の創造が必要。町の将来や夢が必要。それに向けて、地域産業を発展させ創り上げていく目標を記載すべき。	ご意見を踏まえ、基本方針 3-目標 2-取組③「商工会等と連携した創業・経営支援」に企業誘致なども含め、取り組みます。また、まちづくり計画において、地区の意見も伺いながら、地域の将来像をとりまとめてまいります。
	ー	全体として 難しくても出来そうもないことを全く書いていない。これでは復旧しても復興しない。こころ豊かな内灘町の将来は無いと考えます。未来を創造して下さい。内灘町独自の主体性ある計画を示し、他の市町から人を呼び込む計画を盛り込んで下さい。	復興に該当する施策として、「狭あい道路の解消や幹線道路の機能強化」、「防災・交流機能を備えた拠点整備」、「市街化調整区域における新たな居住者や店舗等を誘致する手法」の検討などが該当します。また、まちづくり計画において、地区の意見も伺いながら、地域の将来像をとりまとめてまいります。
7	P15	液状化対策の早期実施と事業期間の短縮について 町の液状化対策の方針が定まっていないことにより、住宅の再建意向は予定や目途は立っていない高齢者が多い。事業期間が 10 年もかかるとなると躊躇せざるを得ない。高齢者ほど被災時の居住地区を望むとのことであれば事業期間を短縮することができないか検討してほしい。	ご意見として承ります。液状化対策については、事業期間が長期にわたることが見込まれておりますが、実証実験の結果や、合意形成の進捗に大きく左右されます。住民意向がまとまった工区から事業に着手するなど、可能な限り事業期間の短縮に努めます。また、被災宅地復旧支援事業を活用し液状化対策を行うことで、個人での早期再建も可能です。
	P11	災害公営住宅について アンケートでは一戸建ての災害公営住宅を被災時の居住地区に希望する高齢者が多い。その希望に沿うならば、現在建設中の室団地（災害公営住宅に転用）については、現行法の枠内で対応できない事例に関して、個々の深刻な生活問題に寄り添う支援策を講じてほしい。	ご意見として承ります。室団地に建設中の木造応急仮設住宅は必要戸数や入居人数等を考慮し、石川県応急仮設住宅（建設型）整備方針に基づいた仕様となっており、入居期間終了後は町営住宅に転用することを基本としております。災害公営住宅の整備については、被災者の意向を踏まえ検討します。

No.	ページ	意見	対応
8	P12	取組① 各地区のコミュニティ拠点の再建 「神社等」よりも「寺社等」とした方が、 (町として意味は同じでも) 関係の方が 安心されるのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、「神社等」を「寺社等」 に修正いたします。
	P13	取組① 教育・子育て関連施設等の復旧 次の【】内を補足し、この機会にこれら 施設のバリアフリー化も、町として無理 のない範囲内でされるとよいのではない のでしょうか。「・被災した小学校や保育 所、総合グラウンド等の教育・子育て施 設やスポーツ施設等については、早期復 旧と必要に応じて地震や液状化に対応 した強靱化【・バリアフリー化】に取り 組みます。」	ご意見を踏まえ、「バリアフリー化」を追 記いたします。
	P16	取組① 震災の記録・記憶の伝承 次の【】内を補足し、震災の記録・記憶 を末永く伝承していくために、適切な形 で震災遺構を貴重な資料として保存・活 用するよう検討を進めるとよいのでは ないのでしょうか。「取組③ 学校や地域に おける防災教育・訓練等の推進」や、「目 標 2 地域経済の復興・活性化」の「④観 光産業の活性化」につなげることもでき ます。「・能登半島地震の経験や教訓を後 世に伝えるため、町民や事業者、専門家、 行政等の関係者が連携し、震災の記録を 整理し【、震災遺構の保存にも組み入 ります。」	ご意見を踏まえ、震災遺構として保存可 能な対象物の選定を含めて検討してま いります。 ※震災遺構とは 過去に災害で被害にあった人達が、そ の災害からの教訓を将来に残したい と意図して残された構造物、自然物、 記録、活動、情報等のこと ※内閣府「H28 防災白書」より

No.	ページ	意見	対応
	P17	取組⑥ 災害対応の検証と地域防災計画の見直し マイノリティはふだん脆弱な状況に置かれており、災害時にそれが表面化し、一層深刻な状況に陥りやすくなります（脆弱性）。「石川県創造的復興プラン（施策編）」に、災害時要支援者として性的マイノリティも記載されたこと等もふまえ、内灘町の防災計画に性的マイノリティも加え、避難所での配慮や、同性カップルの仮設住宅や災害公営住宅への入居がスムーズに行われるよう、防災教育や防災訓練にも含めて充実させてください。	ご意見として承ります。地域防災計画の見直しの際には、性的マイノリティをはじめ、多様な避難者ニーズを踏まえた支援の推進について検討してまいります。

内灘町災害復興計画

[基本計画]

(案)

【11/14 時点資料】

令和 6 年 12 月
内 灘 町

<目 次>

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の構成と位置付け	1
3. 計画の対象地域	2
4. 計画期間	2
5. 策定・推進体制	3

第2章 令和6年能登半島地震における被害の概要

1. 令和6年能登半島地震の概要	4
2. 主な被害状況等	5

第3章 復旧・復興に向けた基本理念と基本方針

1. 基本理念	9
2. 復旧・復興に向けた3本の柱（基本方針）	9

第4章 基本計画

体系	10
基本方針1：住まい・暮らしの再建	11
基本方針2：液状化を踏まえた災害に強いまちづくり	15
基本方針3：地域産業の再生	19

巻末資料

1. アンケート調査の結果概要	今回省略
2. 住民説明会の開催状況	今回省略

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震では、石川県をはじめ、各所において甚大な被害を受け、本町においても震度5弱を観測し、過去に類を見ない側方流動を伴う液状化現象が広範囲にわたり発生しました。住家や道路、上下水道等のインフラ施設への被害は、町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、復旧には長期間を要することが見込まれています。

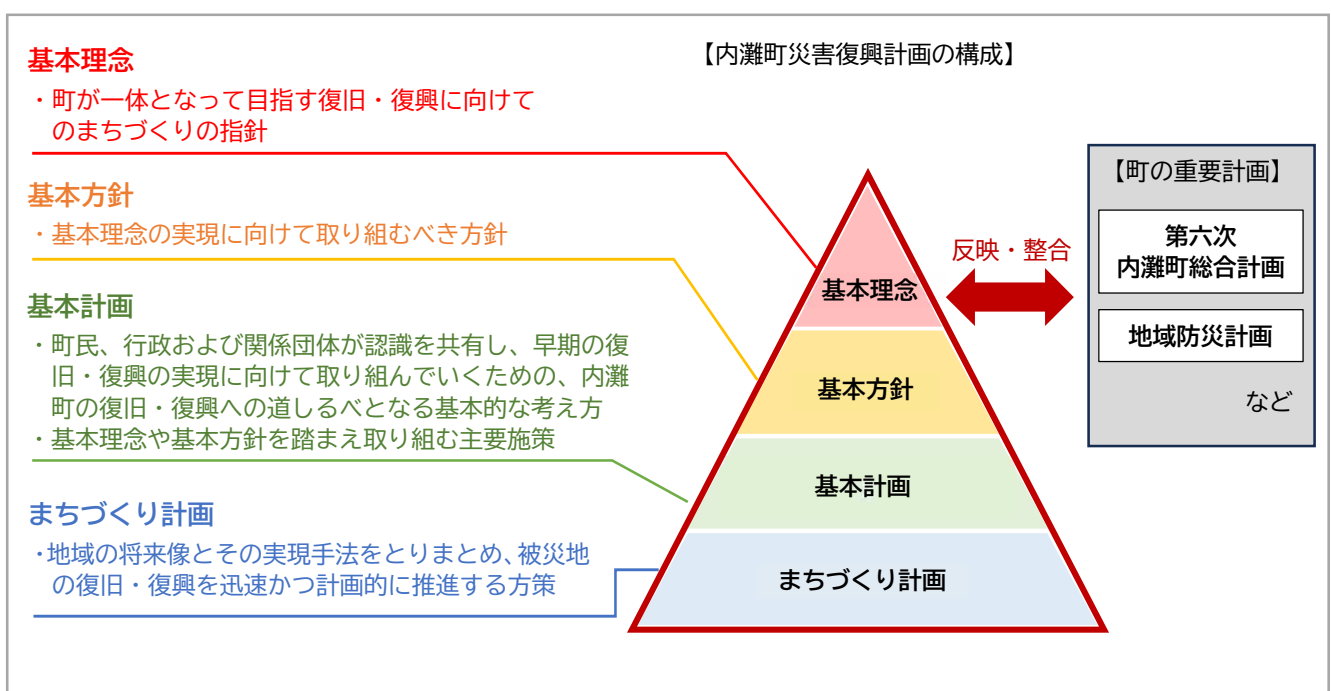
本格的な復旧及び復興を加速させ、一刻も早く被災された町民が被災前の日常を取り戻すためには、国や県、関係機関と緊密に連携を取り合い、一体となって復旧・復興に向けたまちづくりに取り組む必要があります。

「ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘」を基本理念に、町民に寄り添いながら、計画的に災害に強く住みよいまちづくりを進めるため「内灘町災害復興計画」を策定します。

2. 計画の構成と位置付け

内灘町災害復興計画は「基本理念」「基本方針」「基本計画」「まちづくり計画」で構成し、「基本理念」と「基本方針」を踏まえた主要施策を「基本計画」で示し、液状化等の被害を受けた地区別での住民意向を踏まえた復興まちづくりの考え方を「まちづくり計画」で示します。

これらの方針は、今後策定・改定予定の第六次内灘町総合計画や地域防災計画等に反映し、町の重要計画と整合を図り、一体的な町政運営を図っていくものとします。



3. 計画の対象地域

計画の対象地域は、液状化被害を受けたエリアを中心として設定します。また、防災・減災は町全体で取り組むものであることから、被災地の復興を中心としつつ、町全体において防災まちづくりを進めるものとします。

4. 計画期間

計画期間は「石川県創造的復興プラン」と整合を図り、策定から令和14年度末（2032年度末）までの9年間とします。また、「短期（復旧期）」、「中期（再生期）」、「長期（発展期）」で区分し、各取り組みの実施時期の目安を共有することで、皆さまとともに復旧・復興を進めるものとします。

短期（復旧期）：概ね令和7年度末まで

生活や産業の再開に必要な住宅やインフラ等の応急復旧を進めるとともに、被災した地区の復興方針に関する合意形成を図り、地域の再生・発展に向けた準備を整える期間とします。

中期（再生期）：概ね令和10年度末まで

インフラなどの都市基盤、まちづくりに関して、地区ごとの復興の方針に基づき、本格的な復旧・復興を進める期間とします。

長期（発展期）：概ね令和14年度末まで

被災地の復興を進めるとともに、災害に強く住みよいまちとして、さらなる発展を遂げるための取り組みを推進する期間とします。

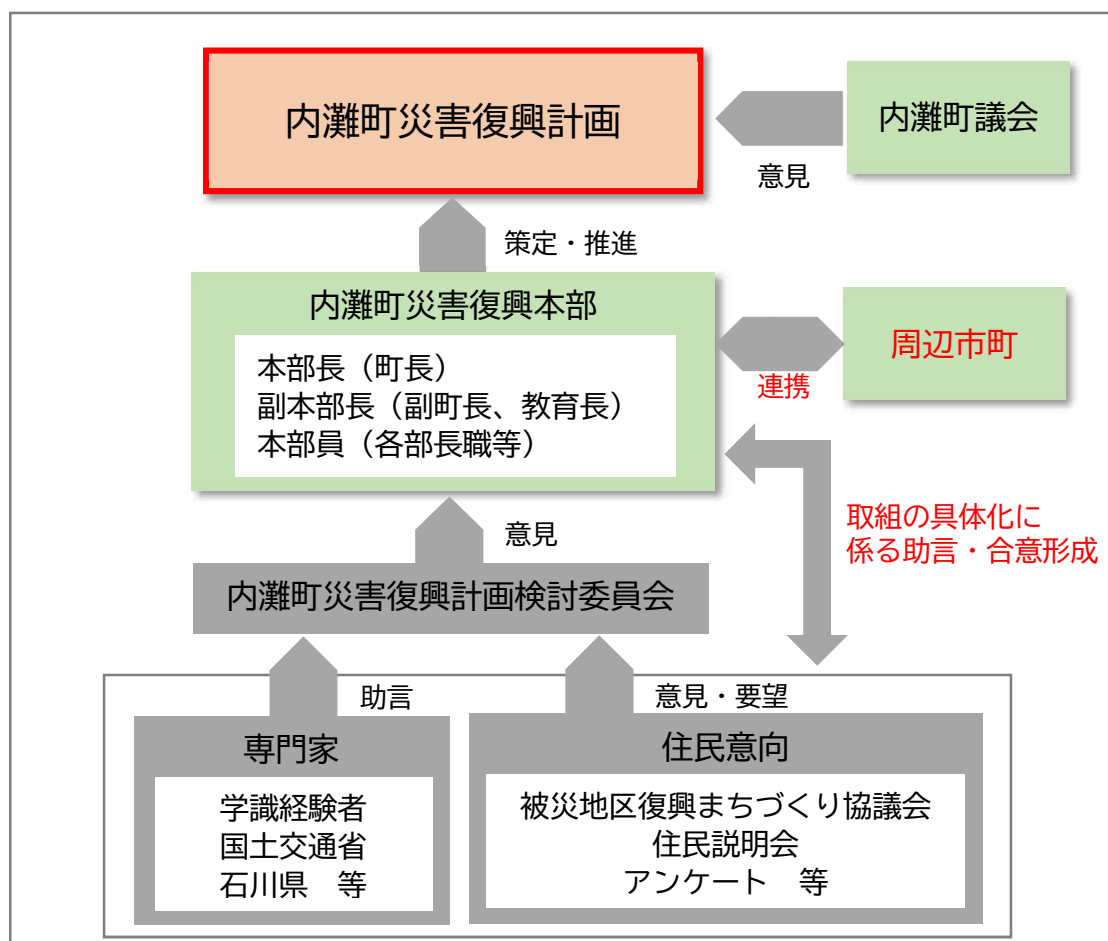
なお、国や県、近隣自治体等との連携、合意形成の進捗、社会や経済の情勢等に応じて取り組みの実施時期を見直すことがあります。

【計画期間】									
項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
石川県創造的復興プラン	短期		中期			長期			
内灘町災害復興計画	短期 (復旧期)		中期 (再生期)			長期 (発展期)			
内灘町総合計画（参考）	第五次		第六次（～R17年度）						

5. 策定・推進体制

本復興計画の策定にあたっては、被災地区復興まちづくり協議会やアンケート調査をはじめとする町民意向や専門家等による技術的アドバイスなどを適宜反映しながら、内灘町災害復興計画検討委員会において計画の具体的内容を検討し、とりまとめていきます。他分野にわたる事業を迅速に取り組むため、町長を本部長とする内灘町災害復興本部を中心に総合的な庁内の復興推進体制を整えます。

【計画の策定・推進体制】



第2章 令和6年能登半島地震における被害の概要

1. 令和6年能登半島地震の概要

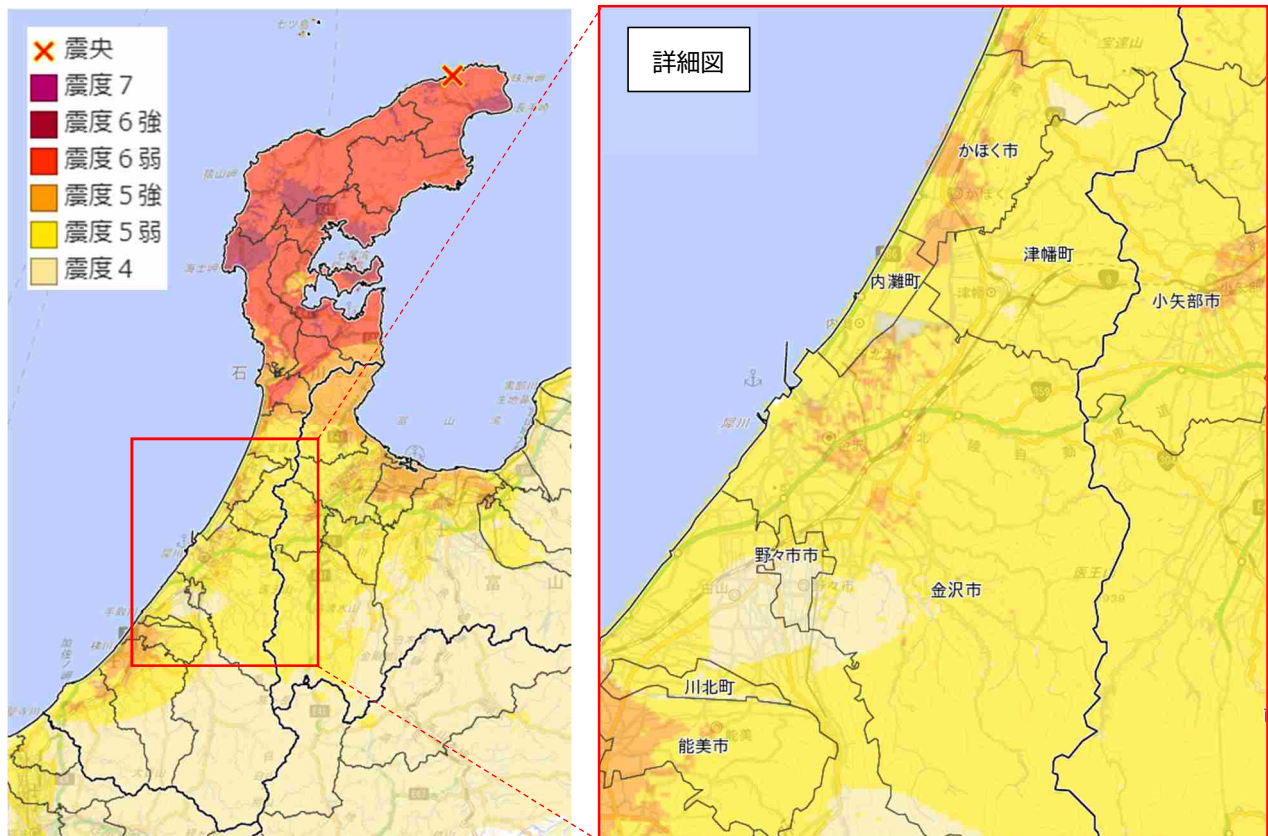
令和6年1月1日16時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市や志賀町では最大震度7、本町では震度5弱の揺れを観測しました。

本町においては、向栗崎、旭ヶ丘、鶴ヶ丘東、大根布、宮坂、西荒屋、室、湖西地区で多くの液状化被害が確認されています。また、今回の地震においては液状化だけでなく、地盤の流動、いわゆる「側方流動」が重なり、被害が深刻化しました。

【令和6年能登半島地震の概要】

項 目	内 容
名 称	令和6年能登半島地震
発生時刻	令和6年1月1日16時10分頃
震 源 地	石川県能登地方
震源深さ	約16km
地震規模	マグニチュード7.6
震 度	最大震度7（輪島市、志賀町）、震度5弱（内灘町）

【震度分布図】



出典：気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#6/36.781/137.42/&contents=estimated_intensity_map&id=202401011610) 推計震度分布を加工して作成

【住宅地における主な液状化被害範囲】



出典：国土交通省調査結果より引用

【液状化被害の状況】



2. 主な被害状況等 ※被害の状況は11月末時点に更新予定

1) 人的・住家・非住家被害の状況

令和6年10月末時点での被害は、人的被害は死者と負傷者を合わせ10人、住家被害は2,537棟、非住家被害は624棟となっています。

【人的・住家・非住家被害状況】

(令和6年10月末時点)

項目	内容	内訳	備考
人的被害	10人	死者 4人 負傷者 6人	死者は災害関連死※のみ 負傷者は重傷者のみ
住家被害	2,537棟	全壊 123棟 半壊 563棟 一部損壊 1,851棟	半壊には大規模半壊・中規模半壊、一部損壊には準半壊を含む
非住家被害	624棟	全壊 119棟 半壊 290棟 一部損壊 215棟	

※災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの

2) 避難者の状況

発災当初においては一次避難所 17 箇所（うち、自主避難所 9 箇所）が開設され、最大 1,869 人が避難していました。

住宅に被害を受け、住宅を失ったまたは修理に長期間を有する被災者等のための応急仮設住宅等は約 440 戸供与されています。その内訳は、建設型応急住宅が 95 戸（うち、20 戸は 11 月完成予定）、賃貸型応急住宅が 310 戸、公営住宅の一時使用が 22 戸となっています。

【応急仮設住宅等の状況】

（令和 6 年 10 月末時点）

区分	戸数	内訳	備考
建設型応急住宅	95 戸	・プレハブ型 - 向粟崎団地 23 戸 - 千鳥台団地 11 戸 - 総合公園団地 20 戸 - 宮坂団地 11 戸 ・トレーラーハウス型 - 鶴ヶ丘団地 10 戸 ・木造型 - 室団地 20 戸	建設戸数 室団地は 11 月完成予定
賃貸型応急住宅	318 戸	—	入居決定戸数
公営住宅（一時使用）	22 戸	鶴ヶ丘 3 丁目 16 戸 鶴ヶ丘 2 戸 白帆台 4 戸	

プレハブ型（向粟崎団地）



プレハブ型（総合公園団地）



トレーラーハウス型（鶴ヶ丘団地）



木造型（室団地） ※イメージ・差替予定



3) 主な公共施設の被害状況

(1) 公共施設

主な公共施設の被害状況は敷地の亀裂や沈下、隆起に伴い、建物や設備等の傾斜・破損が発生し、一部使用できない施設があります。

【主な公共施設の被害状況】

西荒屋小学校  敷地内亀裂及び隆起、校舎壁クラック、上下水道等の設備の破損により使用できないため鶴ヶ丘小学校にて授業を実施。	北部保育所  敷地の隆起、建物基礎の亀裂や建物全体の傾斜により使用できないため向粟崎保育所にて合同保育を実施。
西荒屋公民館  敷地に亀裂や隆起があり、建物等の傾斜が大きいことなどから修繕が困難な状態。	室公民館  建物基礎の亀裂、柱の傾斜等により、集会室などが使用できない状態。

(2) 道路

発災直後は主要地方道松任宇ノ気線をはじめとする道路の亀裂や隆起、陥没等の路面変状のほか、大量の土砂の噴出やマンホール等の地下埋設物の浮き上がりが生じ、一部区間が通行止めとなるなど、自家用車や公共交通の運行に支障が生じました。

【道路の被害状況】



(3) 上下水道

発災直後は管きょや継手の破損により多くの世帯への上下水道の使用の停止や制限がなされ、トイレや入浴など、町民生活に大きな支障をもたらしました。

【上下水道の被害状況等】



水道管の復旧作業



給水状況



仮設トイレの設置状況

この他に河北潟堤防や橋梁、農道等においても沈下や損傷が生じ、これら公共施設の被害が、住宅の再建をはじめ、商工業や農畜産業等のなりわいなどに多大な影響を及ぼしました。

3. 被害状況を踏まえた課題

復旧・復興に向け、まずは住宅に被害を受けた方の住まいや暮らしの再建の道筋をつけるため、液状化現象に伴う側方流動による道路用地や民地の境界のずれの解消、隆起や陥没による高さのずれの解消、今後同様の地震が起こった際の液状化被害を抑制するための対策が課題となっております。そのうえで現地再建するための建物・宅地の修復、自力で再建することができない方に対する災害公営住宅の整備、より安全な土地での居住地の確保、地域産業への支援など、被災された方々の意向に寄り添った支援を検討していかなければなりません。

これらの復旧・復興には長期間を要することが見込まれることから、応急仮設住宅等慣れない場所での一時的な生活に対する心身のケアや各地区におけるコミュニティの維持・再建にも取り組む必要があります。

また、今回の震災を踏まえ、今後の災害に対する備えとして、道路等の都市基盤やライフラインの液状化対策や強靱化などのまちづくり、他の自治体や企業、団体との連携、今回の災害対応の検証と地域防災計画の見直しなどにも取り組まなければなりません。

これらの課題解決に向けては、本計画に定める方針や目標に基づき、町民のみなさまとともに計画的に復旧・復興を進めることが必要となります。

第3章 復旧・復興に向けた基本理念と基本方針

1. 基本理念

ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、当たり前の日常が大きく揺るがされました。北部地区をはじめ、液状化による地盤の陥没や隆起により、住宅地や道路、上下水道などの公共インフラの被害が広範囲に発生し、本格的な復旧・復興に、かなりの時間を要することが見込まれます。

被災されたすべての方の住まいと暮らしを再建するためには、一人ひとりが前を向き、総力を結集して取り組んでいかなければなりません。

今後は、安心した日常生活を取り戻せるよう、3本の柱を基本方針に、町民のみなさまの意向を伺いながら、国や県、関係機関と緊密に連携し、一日も早い復旧・復興を強力に推し進めてまいります。

2. 復旧・復興に向けた基本方針（3本の柱）

基本方針1. 住まい・暮らしの再建

被災された町民に寄り添い、個々の被災状況に応じた、住まいと暮らしの再建を支援してまいります。国及び県の被災者支援制度に加え、町の実情に合わせた独自支援制度を検討して、生活再建を後押しするとともに、心身と健康の回復・維持に向けた、きめ細かなサポートを行ってまいります。

基本方針2. 液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

町民の生活を支える公共インフラの復旧・復興を迅速に進めてまいります。液状化対策に重点をおいた宅地地盤と道路や上下水道など、一体的・効果的な整備方法により、持続可能で、安全・安心な災害に強いまちづくりを進めてまいります。

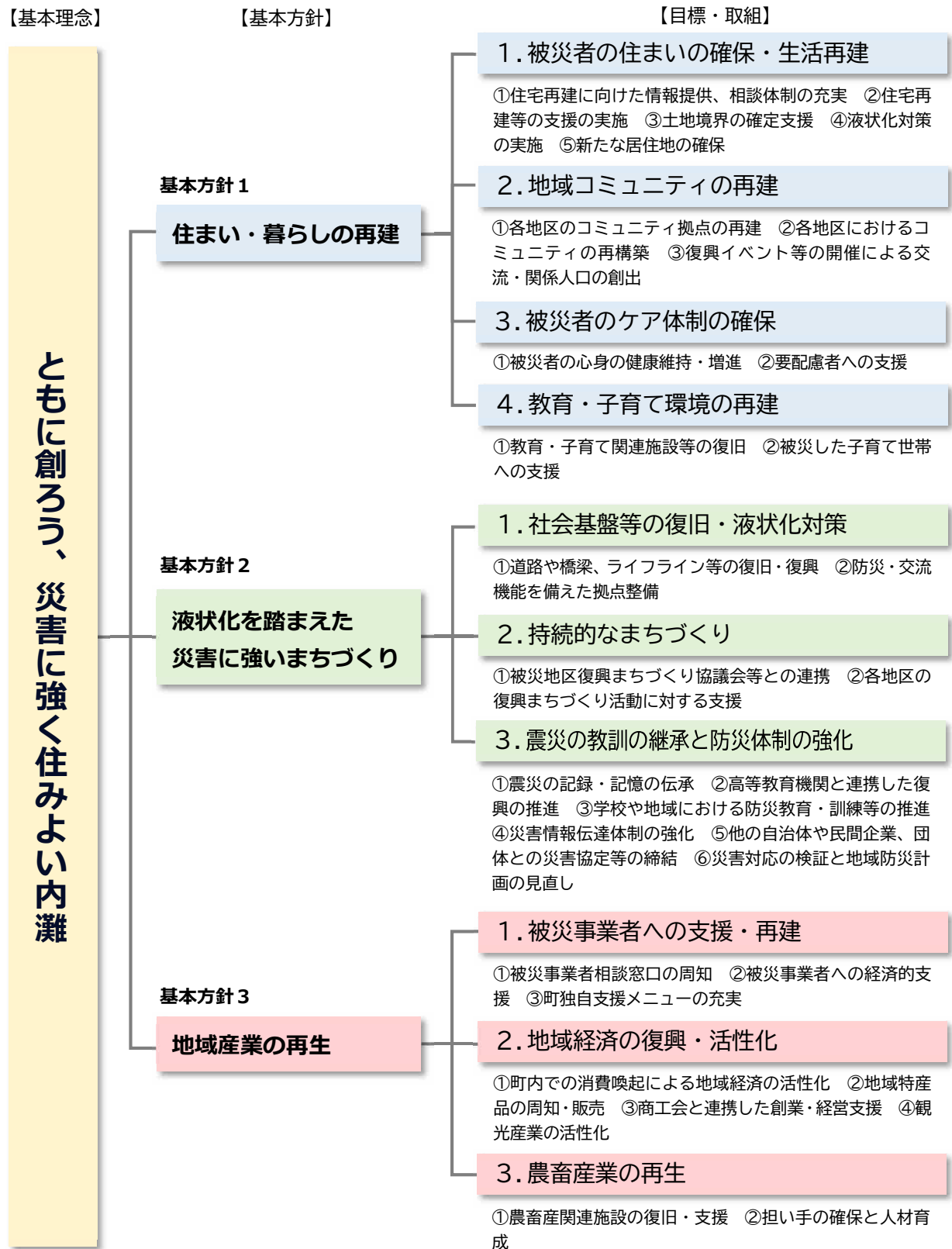
基本方針3. 地域産業の再生

今回の災害により休業や減収を余儀なくされた町内事業者の方に対して、国、県と連携し、地域のなりわいをきめ細かく支援してまいります。

第4章 基本計画

前章の基本理念と基本方針に基づき、一日も早い復旧・復興に向けた目標と主な取組を定めました。各種取組においては国や県をはじめとする関係機関と連携し、国庫補助金や復興基金等の財源を活用しつつ、各種取組を推進します。

体系



基本方針 1.住まい・暮らしの再建

目標 1 被災者の住まいの確保・生活再建

今回の地震においては、多くの町民の住まいが被害を受け、住み慣れた場所を離れざるを得ず、不便な生活を余儀なくされました。

一日も早く被災者の生活再建を図るため、もとの場所で住み続けるための液状化対策や恒久的な住まいの確保、暮らしを支える経済的な支援を行い、被災者が町内で安心して暮らし続けるための取組を推進します。

■主な取組

取組① 住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実

- ・住宅再建においては、個々の被災状況や地域性に応じた対応が求められるため、石川県や建築関係団体等と連携し、住宅再建に関する情報提供や相談体制を充実します。
- ・復旧・復興に携わる建設や建築、金融機関等の業界と現場における課題や支障となる事項等について適宜、意見交換を行うなど、円滑に復旧・復興を進めるための体制を強化します。

取組② 住宅再建等の支援の実施

- ・被災住宅等の再建に向け、国や石川県と連携し、公費解体や住宅の応急修理制度、被災宅地等復旧支援事業、住宅耐震化促進事業等の各種支援を実施します。また、被災者の暮らしを支えるため、義援金の募集・配分や被災者生活再建支援金の支給、税や各種料金の減免等による経済的支援に取り組みます。

取組③ 土地境界の確定支援

- ・今回の地震において発生した側方流動により地盤が水平に動き、従来の宅地境界に大きなずれが生じています。道路境界や高さの確定、民地間の境界の確定に向け、国や県、法務局と協議を進めるなど、早期解決に取り組みます。

取組④ 液状化対策の実施

- ・今後地震が発生した場合において液状化被害が抑制できるよう、国の調査結果を踏まえ技術的・財政的な観点から有効な手法を整理し、地区住民の意向に合わせて、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施を検討します。

取組⑤ 新たな居住地の確保

- ・被災者の応急的な住まいとして応急仮設住宅を整備するとともに、応急仮設住宅の供与期間後も自力による住宅確保が困難な被災者の安定した生活を確保するため、需要に応じた災害公営住宅を整備します。また、必要に応じて新たな宅地の整備を検討します。

目標2 地域コミュニティの再建

今回の震災においては、住宅やインフラだけでなく、これまで築いてきた地域のコミュニティにも大きな影響が生じています。今回の地震で被災した方の日常を取り戻すためには、お互いが寄り添い、助け合うコミュニティの再構築が必要と考えられます。

各地区のコミュニティ拠点の再建のほか、地区活動への支援や復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出を図るなど、各地区のコミュニティの再建に取り組みます。

■主な取組

取組① 各地区のコミュニティ拠点の再建

- ・住民が集い、地区の結束力を高めるため、被災地区の拠点となる被災した公民館の早期再建や寺社等の再建に要する費用負担の軽減を図ります。

取組② 各地区におけるコミュニティの再構築

- ・被災者の暮らしや身近な課題解決、新たなコミュニティ形成等を目的とした各地区の活動への支援を行い、地区の実情に即したコミュニティの再構築を促進します。
- ・市街化調整区域内の被災地区における人口減少の加速化を抑制するため、新たな居住者や店舗等を誘致する手法を検討します。

取組③ 復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出

- ・民間事業者や関係団体と連携した復興イベント等の開催により、地区のにぎわいや交流を取り戻すとともに、地区とつながりを持つ交流人口や関係人口の拡大を目指します。

目標3 被災者のケア体制の確保

今回の震災において被災された方が、不安やストレス等により心身に影響が及び、生活に支障をきたさないよう、落ち着いた生活を取り戻すための見守りや訪問、ケア体制の充実を図るほか、被災した要配慮者への支援に努めます。

■主な取組

取組① 被災者の心身の健康維持・増進

- ・被災者の心身の健康維持・増進を図るため、保健師等による健康相談を行い、健康状態や生活習慣等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や団体等と連携した心のケアや生活習慣の改善等に取り組みます。
- ・応急仮設住宅等に入居されている方に対し、定期的な見守りや訪問を行い、入居者の生活状況などを把握し、相談や情報提供を行います。

取組② 要配慮者への支援

- ・高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の暮らしを守るため、要配慮者の特性に応じた生活支援や生活再建等に必要な各種情報提供に取り組みます。

目標 4 教育・子育て環境の再建

能登半島地震においては住宅だけでなく、西荒屋小学校や北部保育所をはじめ、教育や子育て施設も大きな被害を受けました。

これら教育・子育て関連施設等の復旧と被災した子育て世帯への支援に取り組み、子どもたちが健やかに成長し、学ぶ環境の再建に取り組みます。

■主な取組

取組① 教育・子育て関連施設等の復旧

- ・被災した小学校や保育所、総合グラウンド等の教育・子育て施設やスポーツ施設等については、早期復旧と必要に応じて地震や液状化に対応した強靱化・バリアフリー化に取り組みます。また、各施設の復旧が完了するまでに利用する代替施設への移動等の負担軽減を図ります。

取組② 被災した子育て世帯への支援

- ・被災した子育て世帯に対する支援を実施し、就学、通学、保育に対する経済的負担の軽減を図ります。

基本方針1. 住まい・暮らしの再建

【事業スケジュール】

目標・取組	復旧期 (～R7 年度)	再生期 (～R10 年度)	発展期 (～R14 年度)
目標1 被災者の住まいの確保・生活再建			
①住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実	重点実施		継続実施
②住宅再建等の支援の実施	重点実施		継続実施
③土地境界の確定支援	重点実施		
④液状化対策の実施	重点実施		継続実施
⑤新たな居住地の確保	重点実施		継続実施
目標2 地域コミュニティの再建			
①各地区のコミュニティ拠点の再建	重点実施		
②各地区におけるコミュニティの再構築	継続実施		
③復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出	継続実施		
目標3 被災者のケア体制の確保			
①被災者の心身の健康維持・増進	継続実施		
②要配慮者への支援	継続実施		
目標4 教育・子育て環境の再建			
①教育・子育て関連施設等の復旧	重点実施		
②被災した子育て世帯への支援	継続実施		

基本方針 2.液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

目標 1 社会基盤等の復旧・液状化対策

今回の震災においては液状化と側方流動により、道路や橋梁、ライフライン等にも大きな被害が生じており、町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。道路等の陥没や隆起等の被害のみならず、地盤が水平方向に大きく動き、宅地と道路など、民有地と公有地との境界が不明確な状況にあります。

甚大な被害を受けた道路や橋梁・上下水道などのライフライン等の一日も早い本復旧及び宅地と一体的な液状化対策等に取り組むとともに、地区の防災力を高めつつ交流機能を備えた新たな拠点施設を整備するなど、災害に強い基盤形成に取り組みます。

■ 主な取組

取組① 道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興

- ・被災者が一日も早く日常生活を取り戻すため、道路や橋梁、ライフライン等の早急な復旧を図ります。
- ・今回の地震において発生した側方流動により地盤が水平に動き、境界がずれている土地が多く存在しています。土地の境界が定まらず住宅再建に大きな影響が生じており、骨格となる県道及び町道の測量、官民境界の早期明確化に取り組めます。
- ・今後の地震や水害等の災害に備えた液状化対策や耐震化、浸水対策等によるインフラの強靱化を図るとともに、地区住民の意向を踏まえ、狭あい道路の解消や安全・安心に通行できる幹線道路の機能強化を検討します。

取組② 防災・交流機能を備えた拠点整備

- ・地区の防災力を高め、地域内外との交流による地区の結束力や活力の維持向上を図るための防災・交流機能を備えた公民館や公園などの拠点施設の整備を検討します。

目標2 持続的なまちづくり

今回の震災から復興し、持続的なまちづくりを進めるためには住民が主体的に活動を展開することが不可欠です。

今後、各地区における持続的なまちづくりを実現するため、被災地区復興まちづくり協議会等と連携し、計画的に復興まちづくりを進めるための支援に取り組みます。

■主な取組

取組① 被災地区復興まちづくり協議会等との連携

- ・今回の震災に対する迅速かつ着実な復興には、被災地区の意見集約が必要不可欠であり、被災地区復興まちづくり協議会等と連携し、まちづくり計画の実現に向けた具体方策等を検討します。

取組② 各地区の復興まちづくり活動に対する支援

- ・地区のコミュニティの再生や強化が円滑に行われるよう、被災地区復興まちづくり協議会が行うまちづくり活動を支援します。

目標3 震災の教訓の継承と防災体制の強化

今回の地震では液状化と側方流動に起因する被害が多く、本町の特徴的な地形・地質がもたらした全国的にもほとんど前例のない規模の被害であったと言えます。

こうした地盤変動などによる被害や発災以降の対応、後世に伝えるべき教訓について、今回の被害に関する調査・検証を進め、記録として整理するとともに、町民や地域、行政の防災力の強化や人材育成を図る取組を推進します。

■主な取組

取組① 震災の記録・記憶の伝承

- ・能登半島地震の経験や教訓を後世に伝えるため、町民や事業者、専門家、行政等の関係者が連携し、**震災遺構として保存可能な対象物選定の検討を含め**、震災の記録を整理します。

取組② 高等教育機関と連携した復興の推進

- ・今回の地震によって発生した液状化とそれに起因する側方流動は、全国的にもほとんど前例のない規模の被害であったことから、大学等の高等教育機関においては本町の液状化に関する調査等が行われており、これらの活動と連携した取組を推進します。

取組③ 学校や地域における防災教育・訓練等の推進

- ・学校教育の場で震災の経験と教訓を活かすため、自助・共助の大切さや自分の身の守り方などの実践的な防災教育に取り組むとともに、各地域においては防災訓練や講演会の開催、自主防災組織の育成促進等による防災意識の向上を図ります。

取組④ 災害情報伝達体制の強化

- ・行政の取組状況や復旧・復興の進捗等を町ホームページや広報で随時発信します。また、発災以降、災害関連の情報が届かない等の声が一定数あったことを踏まえ、町ホームページや広報だけでなく、SNS（LINE・YouTube 等）やメール回覧板、メール配信サービスなどを広く活用し、防災や避難等に関する情報をリアルタイムで迅速かつ正確に発信できる災害情報伝達体制の強化に取り組みます。

取組⑤ 他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結

- ・今回の震災において、災害時相互応援協定を締結している愛知県幸田町をはじめ、様々な団体からの支援が避難所で生活する町民等の大きな助けとなりました。今後も他自治体との災害時相互応援協定だけでなく、民間企業・団体等とも災害時における協定等の締結を進めるなど、相互支援・連携体制の強化を図ります。
- ・災害時のボランティア活動を円滑に進めるため、社会福祉協議会やNPO団体等との連携強化を図り、活動に必要な支援や被災者への情報提供を行います。

取組⑥ 災害対応の検証と地域防災計画の見直し

- ・今回の発災後の初動体制や情報発信、インフラの応急対応、生活必需品・給水活動等の町の災害対応状況について検証し、特に避難所に関しては、要配慮者の対応、プライバシーの確保、ペットの受入、断水時におけるトイレ等の衛生対策、空調設備などの課題を検証し、今後の災害に備えた必要な改善策を検討します。また、避難所生活に必要な生活必需品や資機材等の備蓄及び保管スペースの充実を図ります。
- ・これらの検証結果を踏まえ、地域防災計画の見直しを行い、災害対応の強化を図ります。

基本方針２．液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

【事業スケジュール】

目標・取組	復旧期 (～R7年度)	再生期 (～R10年度)	発展期 (～R14年度)
目標１ 社会基盤等の復旧・液状化対策			
①道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興	重点実施	継続実施	
②防災・交流機能を備えた拠点整備	重点実施		
目標２ 持続的なまちづくり			
①被災地区復興まちづくり協議会等との連携	重点実施	継続実施	
②各地区の復興まちづくり活動に対する支援	重点実施		
目標３ 震災の教訓の継承と防災体制の強化			
①震災の記録・記憶の伝承		継続実施	
②高等教育機関と連携した復興の推進		継続実施	
③学校や地域における防災教育・訓練等の推進		継続実施	
④災害情報伝達体制の強化		継続実施	
⑤他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結		継続実施	
⑥災害対応の検証と地域防災計画の見直し	重点実施	継続実施	

基本方針 3. 地域産業の再生

目標 1 被災事業者への支援・再建

今回の地震によって、地区住民のみならず、被災地で生計を立てている商店や工場などにも大きな被害が発生しています。

これら被災事業者に対しても、従来通りの営業を再開するために、液状化対策やインフラの復旧・強靱化とともに、再開のための資金の確保などにより、地区内の被災事業者の復旧・復興を支援します。

■ 主な取組

取組① 被災事業者相談窓口の周知

- ・国や金融機関、商工会等で設置する被災中小企業や小規模事業者を支援するための特別相談窓口の周知を図り、災害復旧貸付や持続化補助金等の各種支援措置の活用による事業の復旧、継続を促進します。

取組② 被災事業者への経済的支援

- ・石川県と連携し、「なりわい再建支援等補助金」の活用等により町内の工場や店舗、設備に被害を受けた中小企業、小規模事業者、個人事業主のなりわい再建に向けた経済的支援に取り組みます。

取組③ 町独自の支援メニューの充実

- ・被災事業者の早期復旧による事業継続を促すため、国県の支援制度に加え、町独自の支援制度を創設します。

目標 2 地域経済の復興・活性化

地震により、商店や企業などの被災、また町民の生活に対する不安感や減収、風評被害など、様々な要因により地域経済の長期停滞が懸念されます。

今後、地域が復興に向け前進していくためには、地域のなりわいを取り戻し、地域経済を再び循環させる流れが必要になります。

地域経済の活性化のため、商業などを中心とした経済活動再開のための取組を推進します。

■主な取組

取組① 町内での消費喚起による地域経済の活性化

- ・地震の影響を受けている町民の生活支援及び地域経済の活性化を図るために、町内の商店等で使用できる地域応援クーポン券等を活用し、町内での消費を喚起します。

取組② 地域特産品の周知・販売

- ・今回の地震では、本町の農作物や生乳等の産地も大きな被害を受けており、産地の活力再生や停滞した町内の地域経済を活性化するため、地域特産品の周知・販売に向けた取組を推進します。

取組③ 商工会等と連携した創業・経営支援

- ・商工会等と連携し、町内で創業する事業者や早期の営業再開を必要とする事業者を支援し、**企業誘致を含め**町内の新たな雇用創出や産業振興を支援します。

取組④ 観光産業の活性化

- ・町の復興に向け、内灘海岸やサンセットブリッジ内灘周辺の恋人の聖地、内灘町総合公園などの観光・交流拠点の魅力発信や多様なニーズへの対応を含めた来訪者の受入体制を強化するなど、多くの来訪者等が本町の魅力を感じ、楽しむことができるよう観光産業の活性化に取り組みます。

目標3 農畜産業の再生

地震により、町の重要な産業の一つである農畜産業についても大きな被害を受けており農地や農道・水路などの農業基盤施設の早期復旧とともに、担い手の確保により、これらの産業の生産基盤安定を図っていきます。

■主な取組

取組① 農畜産関連施設の復旧・支援

- ・被災した農畜産事業者が継続して事業を実施できるよう、閑散・繁忙期を考慮しながら支援を行い、被災した農畜産関連施設の早期復旧と強靱化に取り組みます。

取組② 担い手の確保と人材育成

- ・農業経営基盤強化促進法等の改正（令和5年4月施行）に基づく地域計画を策定し、地域の中核となる農業者や新規就農者など、農畜産業における担い手の確保・育成を計画的に支援することでこれら産業の復興と持続的な事業継続を図ります。

基本方針３．地域産業の再生

【事業スケジュール】

目標取組	復旧期 (～R7年度)	再生期 (～R10年度)	発展期 (～R14年度)
目標１ 被災事業者への支援・再建			
①被災事業者相談窓口の周知	重点 実施	継続実施	
②被災事業者への経済的支援	重点 実施	継続実施	
③町独自の支援メニューの充実	重点 実施	継続実施	
目標２ 地域経済の復興・活性化			
①町内での消費喚起による地域経済の活性化	重点 実施	継続実施	
②地域特産品の周知・販売		継続実施	
③商工会等と連携した創業・経営支援		継続実施	
④観光産業の活性化		継続実施	
目標３ 農畜産業の再生			
①農畜産関連施設の復旧・支援	重点 実施	継続実施	
②担い手の確保と人材育成		継続実施	

内灘町災害復興計画【まちづくり計画】（骨子案）について

資料 4

【まちづくり計画の構成】

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の構成と位置付け
3. 計画の対象地域
4. 計画期間
5. 策定・推進体制

第2章 令和6年能登半島地震における被害の概要

1. 令和6年能登半島地震の概要
2. 主な被害状況等

第3章 復旧・復興に向けた基本理念と基本方針

1. 基本理念
2. 復旧・復興に向けた3本の柱（基本方針）

第4章 基本計画

体系

基本方針1：住まい・暮らしの再建

基本方針2：液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

基本方針3：地域産業の再生

第5章 まちづくり計画

1. まちづくり計画とは（目的・対象地区・対象期間）
2. 地区の主な現状と課題の整理
3. 復興まちづくりの柱となる取組
取組①：道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施
取組②：家屋等の早期再建を促す土地境界の明確化
取組③：地域力の向上・新たな居住者の誘導
取組④：暮らしを支える道路空間の機能向上
取組⑤：災害公営住宅の整備推進
取組⑥：復興まちづくりを支える地域の推進体制の構築
4. 地区が目指す復興の取組

1. まちづくり計画とは

【目的】

- ・ 内灘町災害復興計画【まちづくり計画】（以下、「まちづくり計画」という。）は、令和6年12月（予定）に策定した内灘町災害復興計画【基本計画】（以下、「基本計画」という。）で掲げる復旧・復興の基本理念『ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘』を実現するため、主としてハード整備を伴う取組を対象に、具体的な取組の方策を示すものです。

【対象地区】

- ・ 対象地区は、液状化による宅地被害を受けた、**南部地区（向粟崎・旭ヶ丘地区、鶴ヶ丘東地区、大根布地区）・北部地区（宮坂地区、西荒屋地区、室地区、湖西地区）**とします。

【対象期間】

- ・ 短期・中期は主に事業化検討から事業着手に関する取組、長期は主に工事に関する取組を想定しています。
- ・ なお、町民、事業関係者との合意形成、事業の進捗状況によっては、短期、中期、長期での各取組が伸びる可能性もあります。

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
石川県創造的復興プラン	短期		中期			長期			
内灘町災害復興計画	短期 (復旧期)		中期 (再生期)			長期 (発展期)			
内灘町総合計画（参考）	第五次		第六次（～R17 年度）						

内灘町災害復興計画【まちづくり計画】（骨子案）について

地区協議会との意見交換を
踏まえ、とりまとめ

2.地区の主な現状と課題の整理

復興まちづくりにおける主な現状

- ・能登半島地震において、本町では液状化とそれに伴う側方流動により、多くの宅地・住宅、道路等の公共施設に被害が発生
- ・地盤や地下水位の状況により液状化発生が異なり、複数の家屋が連続して沈下している場所やほとんど被害が生じていない建物等が混在・散見
 - 被害が軽微な住宅は早期に復旧・生活再建できるよう各種支援（被災宅地等復旧支援事業等）を実施
 - 液状化による道路の陥没・隆起や側方流動による土地境界が移動したと想定される場所においては、住宅の修繕や再建への支障が発生

復興まちづくりにおける主な課題

- ・住宅等の早期再建に必要な道路復旧位置や土地境界が不明確 → **道路の復旧位置や土地境界の明確化が必要**
- ・同程度の地震が発生した場合の液状化被害の再発が懸念 → **同程度の地震が発生した場合でも被害を最小限にするための液状化対策が必要**
- ・自力での住宅確保や再建が困難な被災者の生活を支えるための住宅が未整備 → **安定した生活を確保するための災害公営住宅の整備が必要**
- ・液状化被害等に伴う地域の魅力喪失や地域力の衰退 → **新たな居住者等の誘導や施設の復旧・整備等による地域力を備えた持続可能なまちづくりが必要**
- ・今後想定される長期の復旧・復興、持続的なまちづくりを推進する体制が不足 → **地域が一体となり復興まちづくりを推進する体制の構築が必要**

意向調査・地区要望を踏まえた復興まちづくりにおける課題：南部地区

- ・応急仮設住宅の整備により、公園や広場の利用が制限
 - 子供たちの遊ぶ場所やイベントの開催等の再開に向けた取組
- ・被害を受けた一部の施設の復旧が必要
- ・災害に強い道路環境の構築が必要

意向調査・地区要望を踏まえた復興まちづくりにおける課題：北部地区

- ・災害に強い安全・安心な町を目指し、住みよく魅力ある持続的なまちづくりが必要
 - インフラの早期復旧、集落内道路や公共施設の充実、既存集落の人口減少抑制 等
- ・地域活動やコミュニティの中心的な役割を果たしてきた施設の存続が必要
 - 地区施設や寺社などの復旧と今後の活用の充実化、小学校・保育所の存続 等
- ・地域住民が液状化対策の認識を深める機会が必要
 - 過去の災害における事例研究、専門家を交えた勉強会の場づくり 等

これらの課題に応える復興まちづくりを推進

内灘町災害復興計画【まちづくり計画】（骨子案）について

3.復興まちづくりの柱となる取組

取組① 家屋等の早期再建を促す土地境界の明確化

砂丘側から干拓地側へ続く緩勾配により、液状化が側方流動を引き起こし、土地の水平変位および沈下・隆起が発生した結果、土地境界のずれが発生しています。道路の復旧・復興に合わせて、ずれた官民境界の確定および民境界の確定に向けた支援を行い、家屋等の早期再建を促します。

取組② 道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施

液状化被害を受けた主に宅地の用に供されている土地において、再度災害の防止もしくは被害を最小限に抑制するため、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進します。対策工法の選定にあたっては、住宅の再建や住民の暮らしに影響を与えないよう配慮し、技術的・財政的な観点から有効な工法を検討します。

取組③ 災害公営住宅の整備推進

災害で住宅を失い、自力で住宅を確保・再建することが困難な方々に対して、安定した生活を早期に提供するため、地域住民の意向も踏まえつつ、災害公営住宅を整備します。

取組④ 地域力の向上・新たな居住者の誘導

取組①、②、③は、被災前の生活を取り戻すために最優先で進めるべき取組です。これらの取組を基盤に、明るい未来のあるまちづくりへとつなげるためには、地域のニーズに対応した住居、商業、産業、教育、防災などの機能を再生・誘導し、地域の魅力を高める取組も検討していきます。特に、北部地区は液状化の被害が大きく、将来的に地域力が衰退する恐れがあります。そのため、地域の拠点となりうる場所を中心にまちづくりを進め、人、地域、活動をつなげていきます。

取組⑤ 暮らしを支える道路空間の機能向上

県道松任宇ノ気線の復旧方針と整合させながら、町道およびライフラインの復旧を進めます。また、被災前から地域の課題となっていた緊急車両が通行できる道路幅員の確保や歩行者の安全性、集落間を結ぶ町道のアクセス性の向上を図るため、取組④と連携して道路空間の機能向上を検討します。

取組⑥ 復興まちづくりを支える地域の推進体制の構築

取組①～⑤を通じて進める復興まちづくりを、持続可能なまちづくりへと発展させるため、これまで培ってきた地域のコミュニティを基盤に、推進体制を構築します。特に、被災地区復興まちづくり協議会などと連携し、まちづくり計画の実現に向けた具体的な方策を検討していきます。

内灘町災害復興計画「まちづくり計画」（骨子案）について

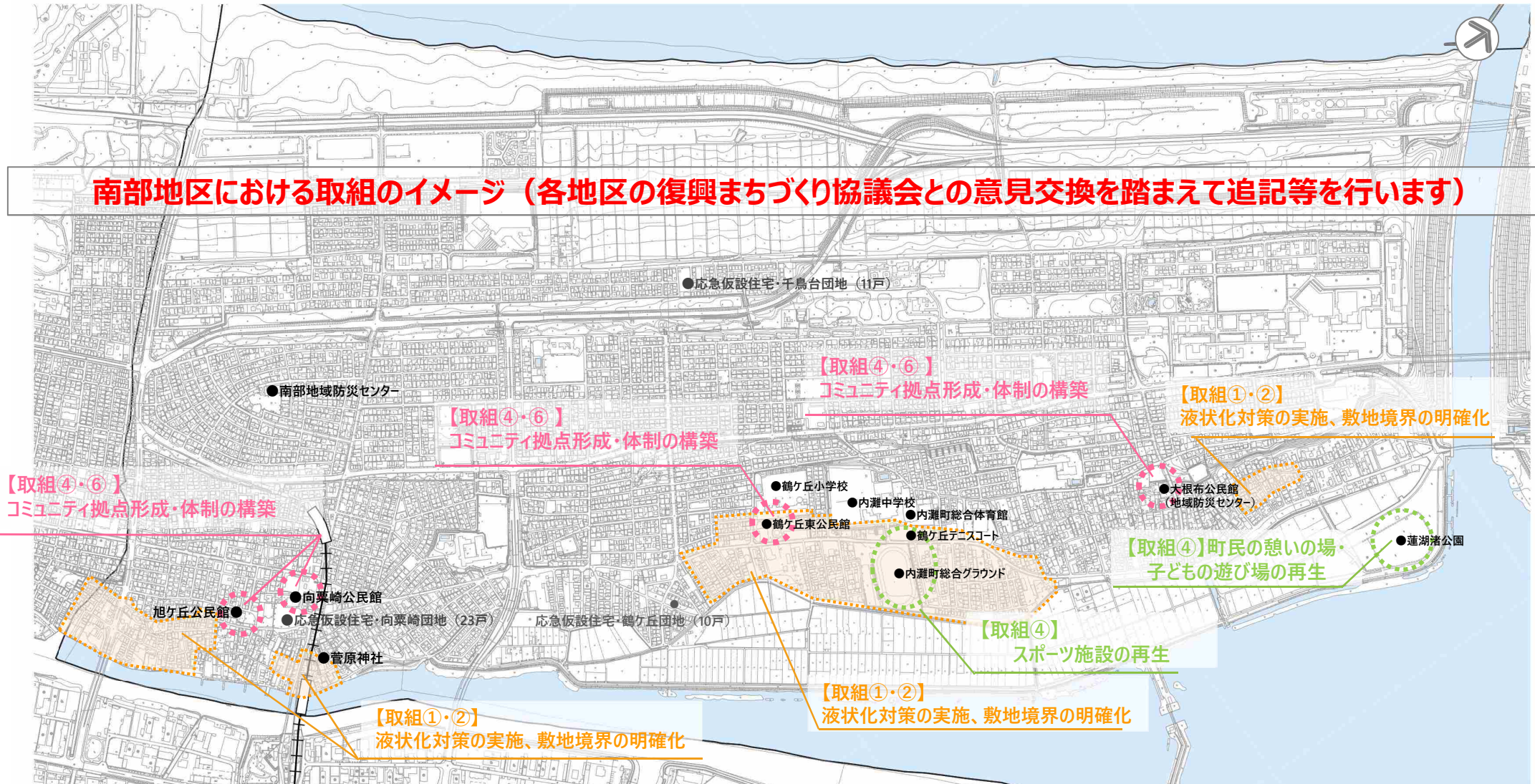
4.地区が目指す復興の取組み

南部地区

①	家屋等の早期再建を促す土地境界の明確化	④	地域力の向上・新たな居住者の誘導
②	道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施	⑤	暮らしを支える道路空間の機能向上
③	災害公営住宅の整備推進	⑥	復興まちづくりを支える地域の推進体制の構築

※候補地等検討中

南部地区における取組のイメージ（各地区の復興まちづくり協議会との意見交換を踏まえて追記等を行います）

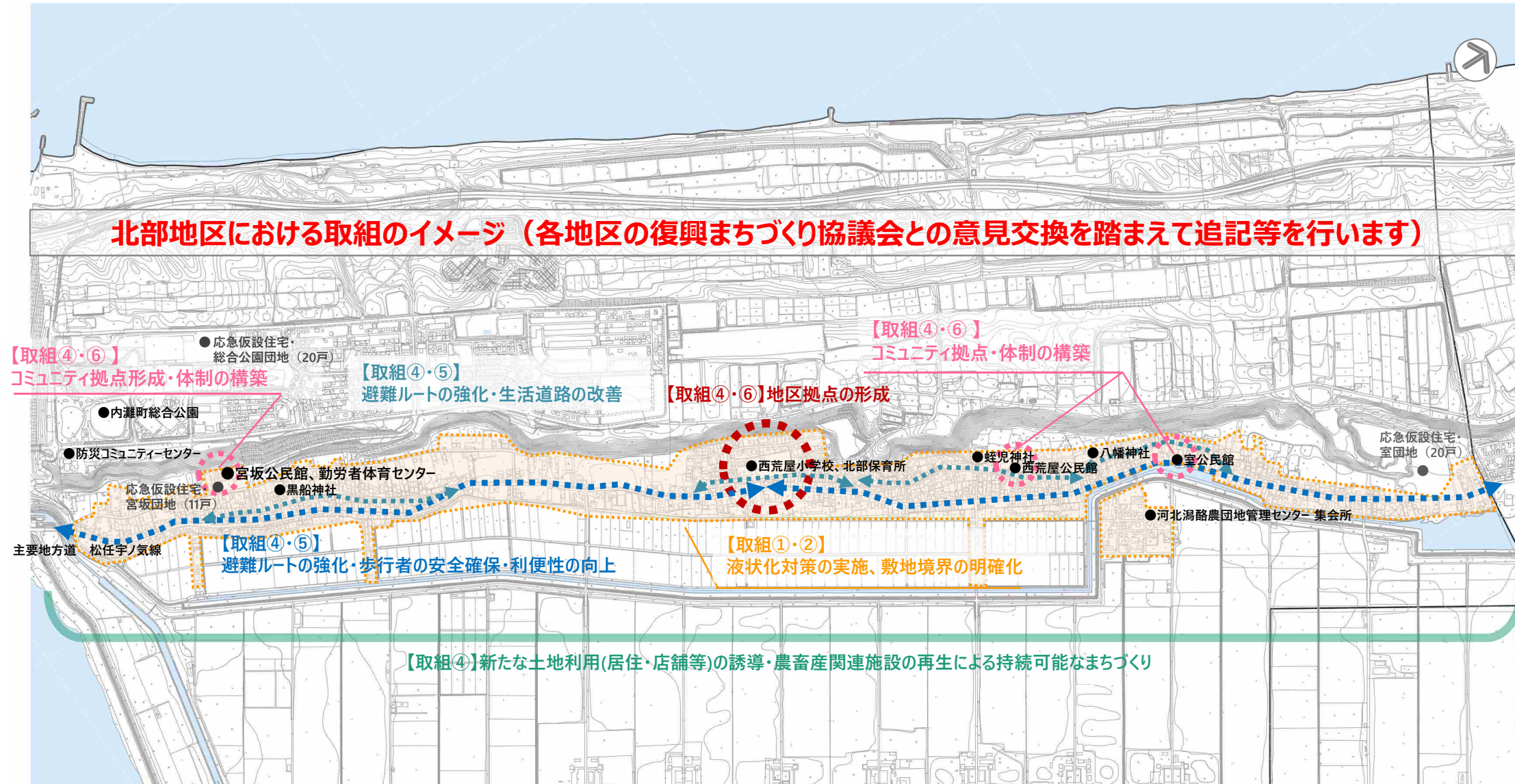


内灘町災害復興計画〔まちづくり計画〕（骨子案）について

4.地区が目指す復興の取組み

北部地区

- | | | | |
|---|--------------------------|---|-----------------------|
| ① | 家屋等の早期再建を促す土地境界の明確化 | ④ | 地域力の向上・新たな居住者の誘導 |
| ② | 道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施 | ⑤ | 暮らしを支える道路空間の機能向上 |
| ③ | 災害公営住宅の整備推進
※候補地等検討中 | ⑥ | 復興まちづくりを支える地域の推進体制の構築 |



内灘町災害復興計画【まちづくり計画】（骨子案）について

取組①：家屋等の早期再建を促す土地境界の明確化

各取組の構成・記載内容のイメージ （他の取組についても同様に作成）

目的

- 道路の復旧・復興に合わせて、ずれた官民境界の確定および民境界の確定に向けた支援を行い、家屋等の早期再建を促します。
- また、土地境界の明確化によって、将来的な土地取引に関するトラブルを抑制し、復興まちづくりの円滑化を図ります。

想定される手段（事業手法等）

- 【官民境界】県道松任宇ノ気線、町道の測量、地権者との立会いによる被災前位置の確認を行い、道路の復旧位置を決めることで確定
- 【民境界】確定した官民境界を起点に、公図を元に確定していくことを支援
- 地籍調査の専門家による支援

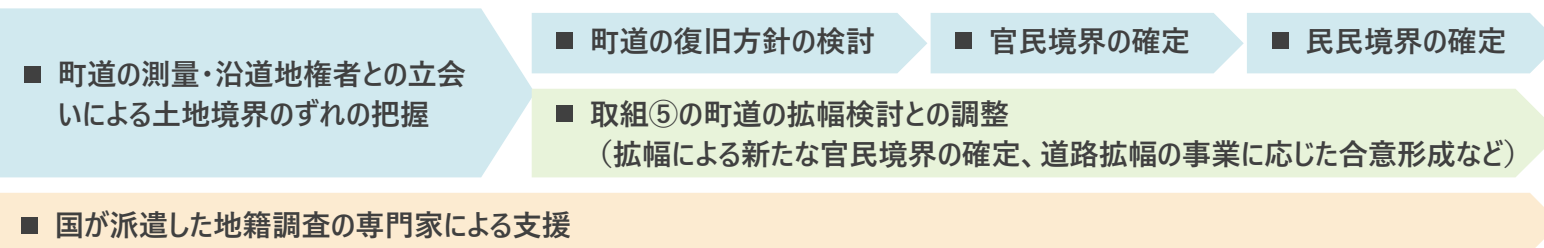
対象範囲

- 南部地区、北部地区において、土地境界のずれが発生している土地

今後の主な実施予定事項

- 県道松任宇ノ気線と同様に、町道の測量、立会いによる被災前位置の確認
- 町道の復旧位置の確定

取組の流れ



取組の留意事項

- 取組⑤（県道の歩道設置、町道の拡幅）によって官民境界の位置に影響が出るため調整が必要
- 現登記から変更となる場合は、新たな登記情報（公図等）の更新が必要

内灘町災害復興計画【まちづくり計画】（骨子案）について

■各地区の復興まちづくり協議会との意見交換

事務局案をベースに議論

- ・各地区の復興まちづくりにおける課題精査
- ・復興まちづくりで実施する取組に対する意見
- ・想定される手段（事業手法等）に対する意見

これらの項目を中心に

各地区の復興まちづくり協議会と意見交換



意見交換における地元意向を踏まえ、
まちづくり計画として取りまとめ

■今後の予定

項目	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会	【第3回委員会】 ・14日（木） ※基本計画(案)、 まちづくり計画等の検討			【第4回委員会】 ※まちづくり計画 (案) 等の検討	
内灘町	【国直轄調査】 ※報告内容の精査、 液状化対策方針 等の検討	※基本計画 の策定			※まちづくり計画 の策定
被災地区 復興まちづくり協議会	※まちづくり計画に盛り込む内容の地区要望調整				
住民説明会	【説明会】 ・27日（水）から開催予定 ※国直轄調査報告等の説明				

国直轄液状化対策検討調査の成果報告について

内灘町
令和 6 年 11 月 6 日

液状化被害状況・範囲の把握

【調査範囲】

- 国直轄調査では、内灘町向栗崎・旭ヶ丘地区、鶴ヶ丘地区、大根布地区、宮坂地区、西荒屋地区、室・湖西地区を対象地区として調査・検討を実施した。



詳細位置図



広域位置図



写真① (鶴ヶ丘付近)



写真② (鶴ヶ丘付近)



写真③ (宮坂付近)



写真④ (西荒屋付近)

液状化による地盤変状（側方流動、地盤沈下・隆起）被害状況写真（道路・家屋等）

（国土交通省資料）

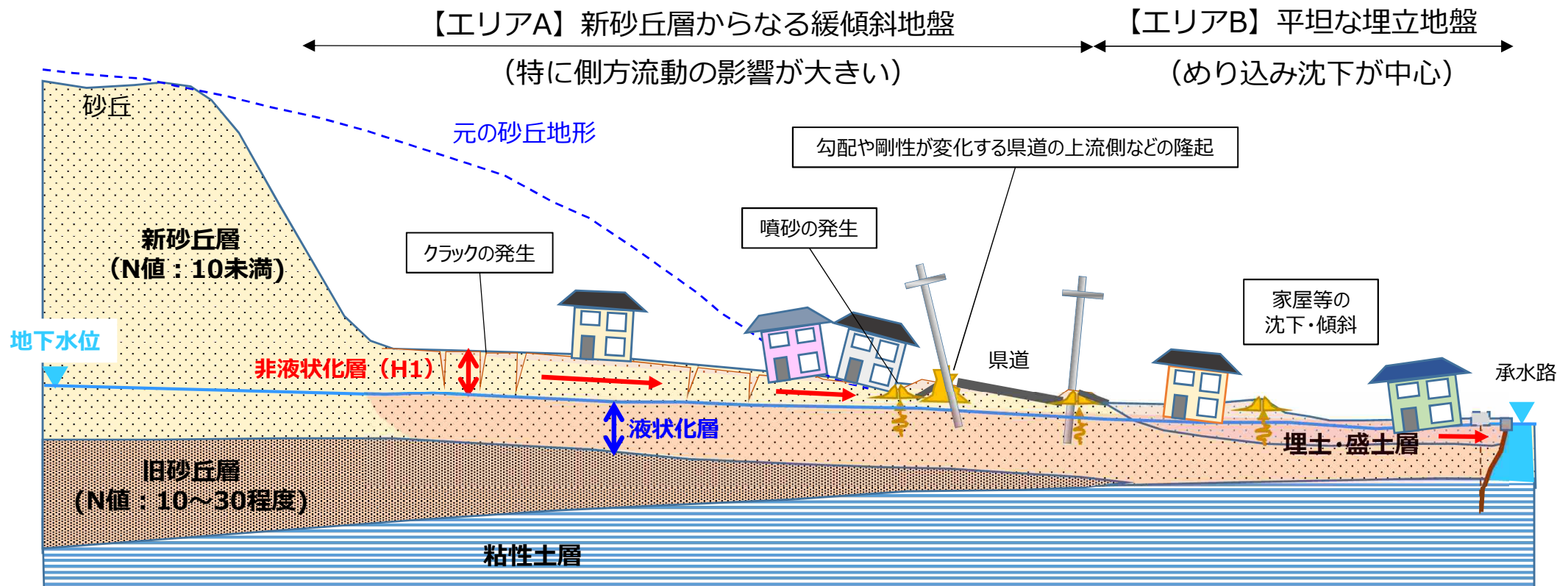
被害発生メカニズム

【被害発生メカニズム】

- 既存の地質調査・今回実施した地質調査について各地点の変状の有無と地盤状況等の関係を分析した結果
 - ・ エリアA（新砂丘層からなる緩傾斜地盤）は地下水位がGL-3mより浅く、地表面傾斜角が概ね1°以上の箇所
 - ・ エリアB（平坦な埋立地盤）は地下水位がGL-2mより浅く、平均N値が概ね10未満の箇所
- で変状が多くみられる。

→ 上記の分析や地質調査の結果等を踏まえて、今回の被害発生メカニズムは以下の通りと推定される。

- ① 震度5弱～5強の継続時間が比較的長い地震動が発生
- ② 新砂丘層と人工的に埋立てた埋土・盛土層を中心に液状化し、めり込み沈下が発生
- ③ さらに砂丘側から干拓地側への緩勾配により、側方流動が生じたことで水平変位および沈下・隆起が発生



被害発生メカニズムのイメージ図

液状化被害状況・範囲の把握・液状化対策検討エリア

【液状化被害可能性範囲・被害状況・液状化対策検討エリア：向栗崎・旭ヶ丘地区】



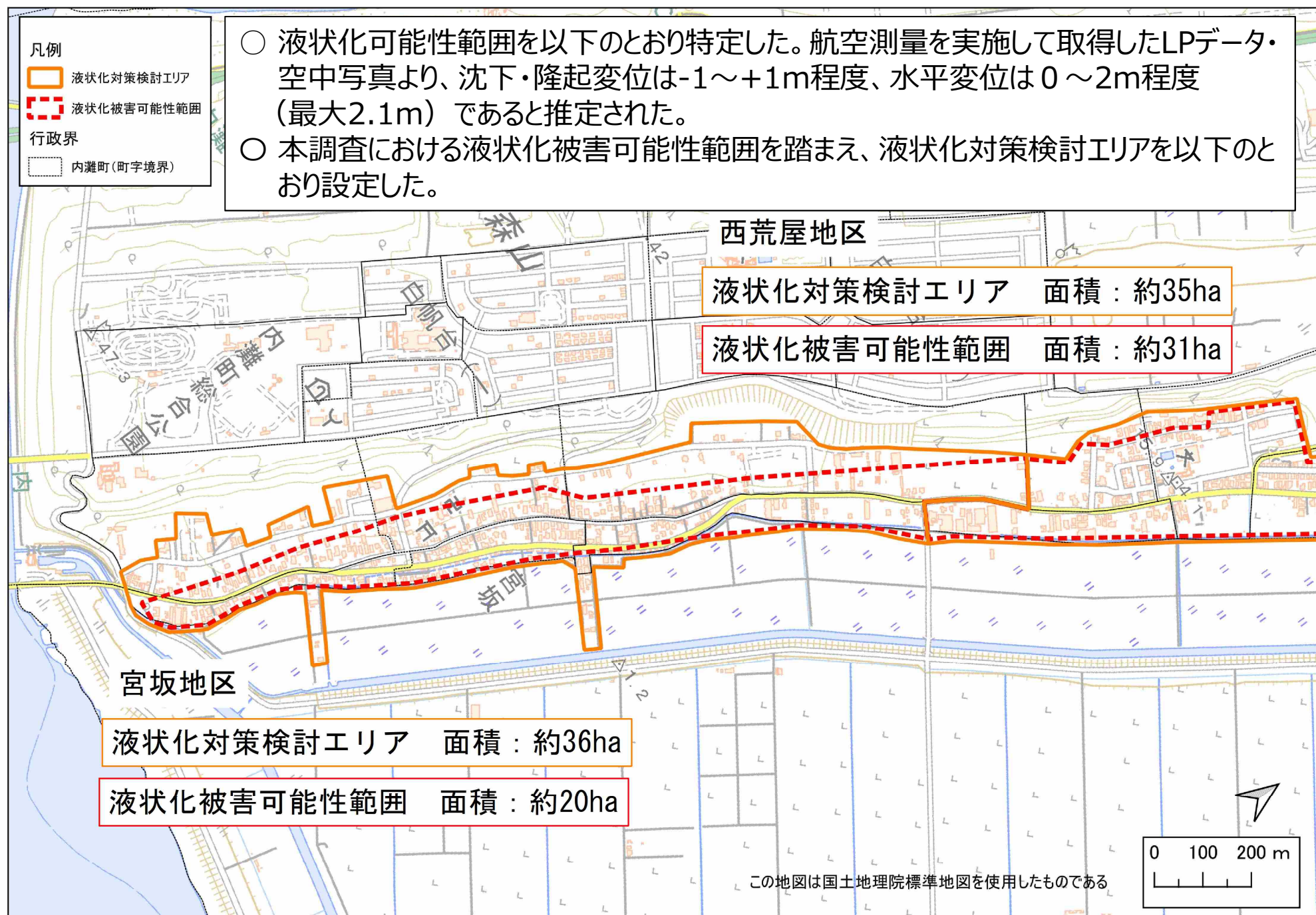
液状化被害状況・範囲の把握・液状化対策検討エリア

【液状化被害可能性範囲・被害状況・液状化対策検討エリア：鶴ヶ丘地区、大根布地区】



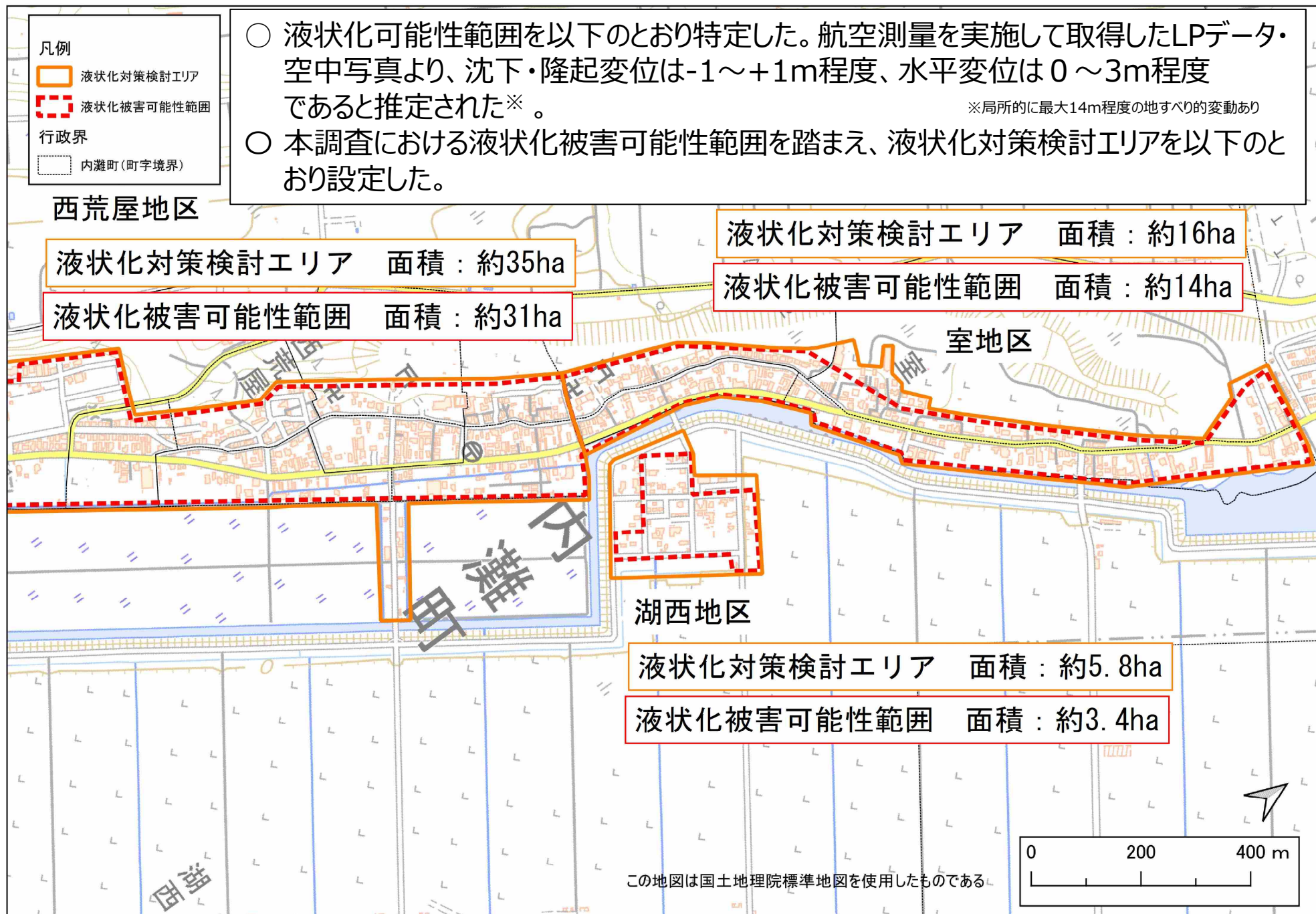
液状化被害状況・範囲の把握・液状化対策検討エリア

【液状化被害可能性範囲・被害状況・液状化対策検討エリア：宮坂地区、西荒屋地区】



液状化被害状況・範囲の把握・液状化対策検討エリア

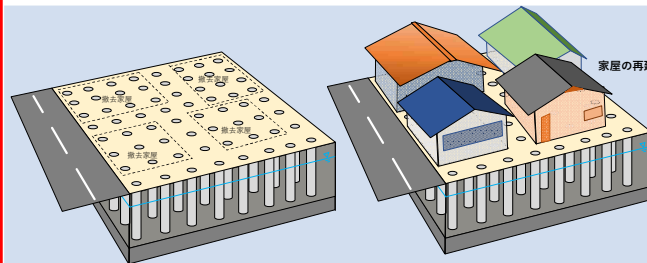
【液状化被害可能性範囲・被害状況・液状化対策検討エリア：西荒屋地区、室・湖西地区】

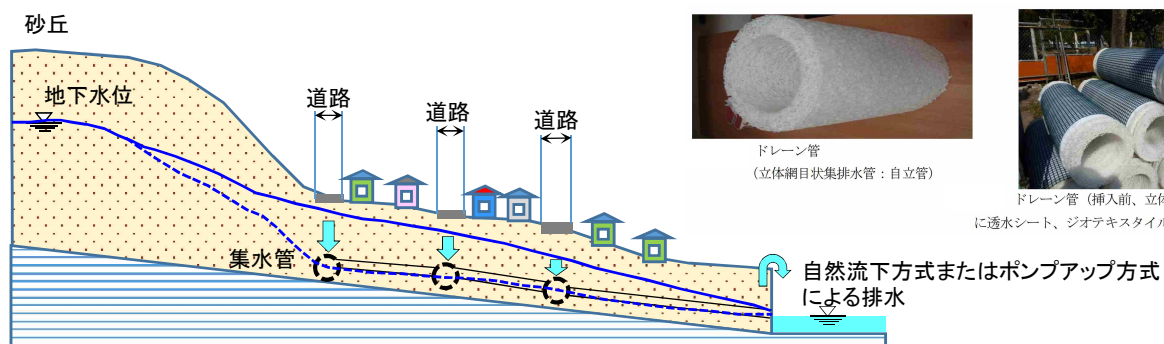


液状化対策工法案

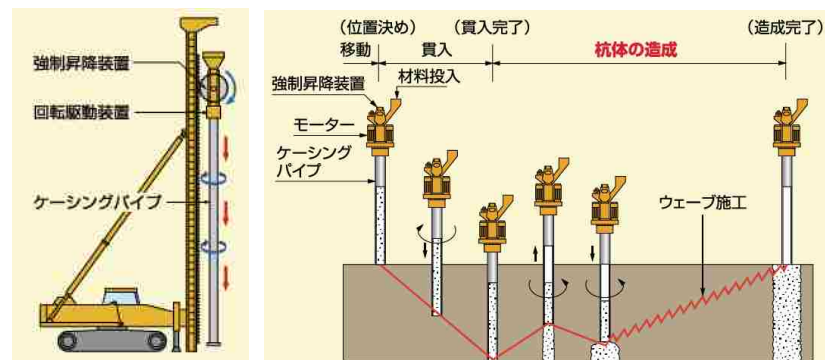
【適用可能な液状化対策工法の選定】

- 公共施設と宅地の一体的な液状化対策工法の中から、当該地区の特性を踏まえ、「地下水位低下工法」と「地盤改良工法」を選定した。

	地下水位低下工法	格子状地中壁工法	地盤改良工法
工法概念			
概要	宅地や道路の地下水位の高さを強制的に低下し、地表面下に非液状化層厚を確保し、その下の液状化層の厚さや液状化の程度を軽減する。	原地盤とセメントなどの改良材を強制的に混合攪拌して、地中に柱列状の固化壁を造成し、これらを格子状に配置して囲込むことで、液状化を抑制する。	原地盤に圧入・振動等により砂杭等を造成し、杭間原地盤の密度を増大させて、地盤強度（N値等）を高めることで、液状化を抑制する。
適用可否	○	× (当該地では地下水阻害により周辺の液状化リスクを高める可能性があるため)	○



- ・道路直下に集水管を設置し、宅地の地下水位を低下する工法
- ・排水には自然流下方式、ポンプ排水方式がある



- ・砂等を圧入するなどして地盤のN値を上げる工法
- ・碎石杭などによる間隙水圧消散工法なども選択肢となる

液状化対策工法案

【再液状化防止のための対策工法案の検討】

（1）液状化対策方針案

今次災害を考慮した地震動に対して、液状化の顕著な被害の可能性が比較的低くなるように対策目標を設定

（2）液状化対策検討エリア

今回の地震で液状化被害が発生したとみられる範囲を対策すべき範囲と設定（内灘町：約126ha）

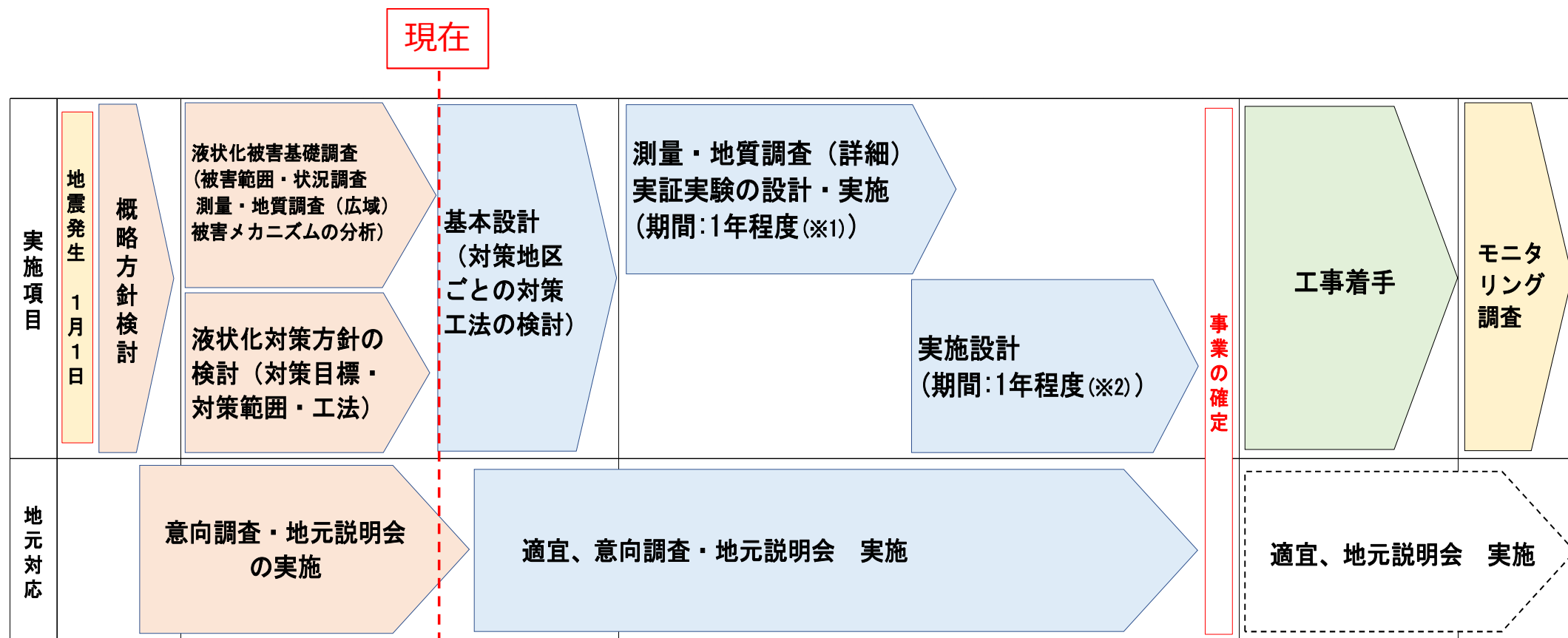
（3）液状化対策工法案

対策工法	地下水位低下工法	地盤改良工法
概要	宅地や道路の地下水位の高さを強制的に低下し、地表面下に非液状化層厚を確保し、その下の液状化層の厚さや液状化の程度を軽減する。	原地盤に圧入・振動等により砂杭等を造成し、杭間原地盤の密度を増大させて、地盤強度（N値等）を高めることで、液状化を抑制する。
特徴	○初期費用は相対的に安価 ○ランニングコストが発生 ○宅地内の工事はおよそ不要	○初期費用が相対的に高価 ○ランニングコストはゼロ ○宅地内での工事が必要
総事業費	（ポンプ排水方式）約140～220億円 （自然流下方式＋一部地盤改良）約310～460億円 ※自然流下方式と他方式の組合せについては詳細な検討が必要	約400～600億円
ランニングコスト （1年あたり）	（ポンプ排水方式）約4,900～7,000万円 ※維持管理費および洗浄費用 （自然流下方式）約500～900万円 ※洗浄費用	なし
事業期間	約5～10年	約5～10年
留意点	○排水先の管理者との協議 ○実証実験が必要	○実証実験が必要 ○家屋が残存する場合の対応が必要

今後の進め方

【今後の進め方】

○ 今後の対策実施の進め方について、一般的には以下のようなフローが想定される。



※ 1 実証実験は経過により観測期間の延長が必要になる可能性

※ 2 全対象地区一括ではなく、小地区単位を想定した場合
実証実験の経過次第で一部並行して実施設計を進めることも可能